

第 1 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和5年1月18日(水)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則 ・ 7 野田 清太 ・ 15 宮本 政春 ・ 16 中谷 秀也
17 西森 偉統 ・ 18 結城 晋三 ・ 20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子 ・ 24 岡田 勇樹

以上9名

欠席部会委員 14 池山 允敏

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・野村事務局次長・増田担当副主幹

総合支所 久居：若松主査 一志：柴山担当副主幹
白山：谷担当副主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 6 田口 慶則・7 野田 清太

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 時効取得による所有権の移転について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第5号 農地法経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第1回第2農地部会を開催させていただきます。
 なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま発言をお願いします。
 本日の欠席は、14番池山委員の1名で、出席委員数は9名でございます。
 本日の議事録署名委員、6番 田口委員、7番 野田委員、よろしくお願ひします。
 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
 それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 それでは、議案書の1ページから3ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から15で、件数は15件、合計面積は33,731㎡で、その内訳は田が33,041㎡、畑が690㎡でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 4ページから15ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
 番号1から13で、件数は13件、合計面積は72,376.87㎡で、その内訳は田が50,247.61㎡、畑が21,499.91㎡、その他が宅地、山林で629.35㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 16ページをお願いいたします。
 報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。
 番号1から3で、これらの案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しております。
 以上、件数は3件、合計面積は田で2,971㎡でございます。
- 17ページをお願いいたします。
 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。
 番号1および2 会社拡張及び駐車場用地
 番号3 一般個人住宅用地
 番号4 住宅敷地
 でございます。
 以上、件数は4件、合計面積は1,871㎡で、その内訳は田が1,314㎡、畑が557㎡でございます。

報告案件は以上です。

議 長

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。事務局お願いします。

事 務 局

まず、議案の説明をさせていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正を1か所お願いいたします。

最終の25ページ、最後のページの25ページをお願いいたします。議案第4号の番号1をご覧ください。議案第4号の番号1になります。

この案件につきまして、現況地目が畑となっておりますが、こちらのほうを宅地に訂正をお願いいたします。現況地目畑を宅地に訂正をお願いいたします。

それでは、改めまして、18ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 戸木町中野_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 941㎡、受人 _____、面積 15,665㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号2、地区 久居、申請地 久居小野辺町東浦_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 307㎡。受人 _____、面積 16,722㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号3、地区 大井、申請地 一志町井関上名倉_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,870㎡ 外1筆、合計面積 2,141㎡、受人 _____、面積 1,412,922.98㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は遠方による管理困難のためです。

番号4、地区 大井、申請地 一志町井生溝川_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,741㎡、受人 _____、面積 6,363㎡、渡人 _____。

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は遠方による管理困難のためです。

番号5、地区 太郎生、申請地 美杉町太郎生飯垣内_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 168㎡ 外11筆、合計面積 4,052㎡、受人 _____、面積0㎡、渡人 _____ 外1名。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は営農廃止のためです。

19ページをお願いいたします。

番号6、地区 下多気、申請地 美杉町下多気中田_____、登記地目・現況地目とも田、面積 918㎡、受人 _____、面積 4,509.17㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は6件、合計面積は10,100㎡で、その内訳は田が8,515㎡、畑が1,585㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、2番お願いします。

田口委員

6番、田口です。9日の日に現地確認をしてまいりました。農業委員の野田さんと諸戸さんと、中野さん。地元推進委員2名、あとはもう欠席ということで。先ほどの事務局の説明どおりでございます。何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

3番、4番、お願いします。

宮本委員

15番、宮本です。3番は、場所は_____ところです。以前から_____が当たっていたような土地のようでございます。何らこれは問題ないと。

それから、4番の井生の件は、譲受人の親がずっと耕作をしておったようでして、今回、譲渡しになったようです。これも何ら別に問題はないです。池山委員と私と、それから地元推進委員2名、事務局で見てまいりました。事務局の説明どおりです。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

5番、6番お願いします。

結城委員

18番、結城です。それでは、5番、6番を説明いたします。

10日の日に、地元推進委員と事務局で現地の確認をいたしました。渡人は相続により申請地を取得したものであるが、現在共に市外に移住しておると。農業を継続するのは困難であるということです。それから、受人に申請地を売却し、有効利用してもらいたいということでございます。受人は新規就農を目指して農地の取得を目指していたところ、渡人より申請地を買い受ける案が持ち上がり、申請に至ったということでございます。将来有望な青年でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

下多気、6番について。これも同じ日に、地元推進委員と事務局で現地の確認をいたしました。渡人は高齢のため管理ができないということ、それから受人は農業の経営の拡大ということでございますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。どうですか、よろしいですか。

部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。
	続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。
事 務 局	<p>20ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。</p> <p>今回、営農型太陽光発電案件がありますので、許可要件等の概略をお手元の資料を参考に、説明させていただきます。</p> <p>まず、営農型資料の1枚目、カラー刷りのほうになります。カラー刷りの「営農型太陽光発電設備について」をご覧ください。</p> <p>左上の「営農型太陽光発電とは」に記載のありますとおり、営農型太陽光発電とは、農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する仕組みを指し、支柱の基礎部分について一時転用許可が必要となるものです。</p> <p>次に、下の「営農型太陽光発電設備の取扱いの主な内容」をご覧ください。</p> <p>営農型太陽光設置の許可要件としましては、これまでの恒久転用となる太陽光設置のときと変わらず、転用の確実性と周辺農地への被害防除措置についてご判断といただくこととなります。加えて、主に下部での営農計画が一時転用許可期間中に適切な継続が確実であるか、また農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっているかどうか、それと支柱の高さは2m以上確保し、農業機械等の利用が可能であるかなどを確認する必要があります。</p> <p>次に、一時転用期間欄をご覧ください。</p> <p>当初、平成25年3月に農地転用許可制度上の取扱いが明確化されたときは一時転用期間が3年であったものを、これまでの実状に合わせ、平成30年5月に農地法の改正がなされました。優良農地における営農型太陽光設置の一時転用は、一定の条件を満たせば10年とする変更が行われました。</p> <p>次に、営農型資料の2枚目「許可条件の項目について」をご覧ください。モノクロのほうになります。縦書きのほうになります。</p> <p>こちらのほう、営農型太陽光設置に係る許可書には、8項目の許可条件を追加発行されるもので、これにより許可を受けた者は、毎年の農作物に係る状況の報告、営農状況が著しく劣っている場合など適切な営農が継続されていない場合は、作付作物の変更や太陽光発電施設の改善措置を迅速に講じなければならないなどの制約を受けることとなります。</p>

それでは、今回の案件について説明させていただきます。
議案書のほうをお願いいたします。

番号1、地区 久居、申請地 木造町北野_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 712 m²の内4. 56 m²、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を営農型太陽光発電施設用地（一時転用）とするものです。

施設につきましては、支柱高さを2 m以上確保するとともに、日陰でも育つ作物に対しある程度の日照を確保し、簡易な構造で容易に撤去できる支柱で設計されております。

作付作物は、ブルーベリーと柿になります。いずれも、自宅の庭で栽培管理している経験があるものです。

荒廃農地を再生利用するため、一時転用期間は10年間、必要とされる単収の要件はありません。許可後の条件につきましては、適切な農地利用の維持と毎年の農地利用状況報告書の提出となります。

農地区分は、農業振興地域内農用地区域になりますが、不許可の例外により一時転用が認められるものと判断されます。

番号2、地区 栗葉、申請地 久居一色町上垣内_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 267 m²の内10 m² 外1筆、合計面積 442 m²の内45 m²、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を進入路用地とするものです。

申請地の一部分については、事前に着工してしまった旨の始末書の提出があります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、面積は畑で49. 56 m²でございます。

これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田口委員

6番、田口です。これも10日の日に現地を確認しました。地元推進委員3名、農業委員の諸戸さんと野田さんと中野さん、そして私と、事務局で見えました。これは申請人のおやじさんが植木屋をしとったもので、その植木が雑木林みたいになってきておるもので、それを開墾して太陽光にするということでございます。これから確認を怠らずにしていきたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

2番、お願いします。

野田委員

7番の野田でございます。同じく1月10日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員4名、久居事務局で見えました。当該案件につきまして

は、令和4年6月6日に道路面に面した箇所を駐車場用地として第5条申請で土地取得と農地転用を行っておるところでございます。今回は、その奥側で、申請人の所有地を宅地までの進入路として手入れをしたいということでございます。関係者への説明も済んでおりまして、問題はないと思います。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。
はい。

宮本委員 これ、また、いつものとおり、農家さんの話になるんやけれども、これは上の発電のほうされるのと下の土地の所有者は同じ人ですか。

事務局 同じ人です。

宮本委員 じゃ、業者が違うということはない。

事務局 申請者と発電者は一緒です。前、白山であったものは、お父さんの農地を借りてやるというパターンでしたけれども、今回のものは、ご自身の土地でやるということです。

宮本委員 ああ、なるほど。

議長 よろしいですか。あと、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 21ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居明神町西藤谷_____、登記地目・現況地目とも田、面積 764㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を歯科医院用地とするものです。

都市計画法第29条との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請地 新家町浜井場_____、登記地目・現況地目

とも畑、面積 160㎡ 外1筆、合計面積 679㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は517㎡、パネルの設置率は76.2%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、申請地 新家町浜井場_____
とも畑、面積 532㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は517㎡、パネルの設置率は97.2%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 久居、申請地 新家町地蔵堂_____
とも畑、面積 2,313㎡ 外1筆、合計面積 2,332㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地及び駐車場用地とするものです。

駐車場部分については、周辺の太陽光発電施設のメンテナンス作業時の駐車場として利用する計画です。

パネル設置面積は517㎡、パネル設置率は22.2%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 久居、申請地 新家町地蔵堂_____
とも畑、面積 281㎡ 外1筆、合計面積 747㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

周辺は太陽光発電施設用地となっており、メンテナンス作業時の駐車場として利用する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 川合、申請地 一志町小山鳥居ノ本_____
とも畑、面積 285㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

22ページをお願いいたします。

番号7、地区 高岡、申請地 一志町其倉宮ノ下_____
とも田、面積 1,391㎡ 外1筆、合計面積 1,466㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は444.8㎡、不整形地のため、パネル設置率は30.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 高岡、申請地 一志町其倉宮ノ下_____
とも田、面積 314㎡ 外2筆、合計面積 961㎡、受人 _____、

渡人 _____ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は294.4㎡、周辺の土地と一体利用するため、パネル設置率は25.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 高岡、申請地 一志町其倉宮ノ下____、登記地目・現況地目とも田、面積 178㎡ 外1筆、合計面積 710㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は482㎡、パネル設置率は67.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 高岡、申請地 一志町其倉宮ノ下____、登記地目・現況地目とも田、面積 28㎡ 外2筆、合計面積 353㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は409㎡、周辺の土地と一体利用するため、パネル設置率は50.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

23ページをお願いいたします。

番号11、地区 高岡、申請地 一志町其倉谷出____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,008㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は419㎡、パネル設置率は41.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 高岡、申請地 一志町其倉谷出____、登記地目・現況地目とも田、面積 568㎡ 外1筆、合計面積 915㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は331㎡、不整形地のため、パネル設置率は36.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬小路垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 125㎡ 外1筆、合計面積 1,179㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は444.4㎡、不整形地のため、パネル設置率は37.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 家城、申請地 白山町南家城南出____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 260㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
平成25年に住宅を建築したときから申請の用途で利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 太郎生、申請地 美杉町太郎生飯垣内_____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 680㎡ 外7筆、合計面積 3,632㎡、
受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。
相続する以前から、申請の用途で利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
24ページをお願いいたします。

番号16、地区 太郎生、申請地 美杉町太郎生飯垣内_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 796㎡ 外1筆、合計面積 1,248㎡、
受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。
相続する以前から、申請の用途で利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 八知、申請地 美杉町八知おくの門_____、登記地目・
現況地目とも田、面積 509㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は371.7㎡、パネル設置率は73.1%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は17件、合計面積は17,580㎡で、その内訳は田が8,312㎡、畑が9,268㎡でございます。
いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。
事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番から5番、お願いします

田口委員

6番、田口です。1番は、去る10日の日に、地元推進委員2名で見てまいりました。農業委員が、諸戸さんと中野さんと野田さんです。場所は、ちょうど_____の近くの土地でございます。何ら問題ないと思います。
あと、2、3、4、5と、これ、場所一緒ですので、これは地元推進委員3名、諸戸さんと野田さんと中野さん、それで私と事務局と見てまいりました。場所は、_____の西、近鉄挟んですぐのところでございます。これも何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長	<p>ありがとうございます。 それでは、6番から14番、ちょっと多いです。</p>
宮本委員	<p>15番、宮本です。10日の日、池山委員と私と、それから地元推進委員3名、事務局とで見てまいりました。場所は、もうすき間がないぐらい段々これはもう宅地化されてきまして、そういうような土地で、別に問題ないと思います。</p> <p>それから、7番から12番まで、其倉地区の件ですが、これ、皆太陽光になっています。3年ぐらい前、農用地区域から外したら一挙に転用が出てきた。農地でありながらほとんど獣害で作付されてなくて、もうこれ以上何ともしようがないなということになっていた件です。皆太陽光になっていますので、その太陽光になることについては問題ないと思うんですけども、ちょっと気になったのは、その受人が事前に電柱を農地の中に立てておるといのはどうなんでしょうな。ある程度の事前着工はあるとは思いますが、どうも最近こういうような先行着工がひどいような気がする、その辺、ちょっと考えないといけないのかなと思う物件でした。事務局の説明のとおりで、手続上は、問題ないと思いますので、お願いします。</p> <p>それから、13番の波瀬。田んぼが全部太陽光に変わっていくような感じですよ。これも同じ担当委員で確認はしてきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 14番、お願いします。</p>
西森委員	<p>17番、西森です。1月10日の日です。中谷、岡田、西森の農業委員と地元推進委員、それから白山の総合支所、事務局で見てまいりました。現地ですけども、一部は田として残っておりますが、ほぼほぼ家を建てるときの駐車場用地というような形で、委員会のほうには始末書のほうも出ておったと思います。ですので、また別に問題はないように思いました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。 15番から17番、お願いします。</p>
結城委員	<p>18番、結城です。それでは、15から17番、説明を行います。</p> <p>10日の日に、地元推進委員、事務局、行政書士の立会いで現地を確認いたしました。渡人は相続により申請地を取得したが、後継者もないため、申請地の運営について懸案をしていたが、受人の下、有効利用の検討をした結果、申請に至ったということでございます。今後は、間伐を行い、シイタケの栽培を予定している。本件の申請では、山林への無断転用の状態を解消する目的でも借りておると。写真、始末書、全て添付されているということです。</p> <p>次、16番。これも同じ人でございます。渡人は相続により申請地を取得したが、農業経験がなく、また農業後継者もない。今後の申請地の運営について思案をしていたところ、申請地及び農業用倉庫を有効活用するため、本件申請に至った。また、申請地上の農業用倉庫の建設及び駐車スペースについては、</p>

無断転用状態であり、本件の申請とともに無断転用状態の解消も目的としておるといふこととごさいます。写真、始末書も全て添付されておるといふこととごさいますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

八知、17番。これも10日の日に藤田さん、事務局と行政書士の立会いで現地を確認いたしました。受人が事業として電力小売業を実施するため、適切な広さの自社所有の土地がなく、新たに土地を取得する必要があるために土地を買い替えたといふこととごさいます。

以上とごさいます。

議 長 地元委員の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見がありましたら。よろしいか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ごさいませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思ひます。

最後になります、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題とします。事務局、説明願ひます。

事務局 25ページをお願ひいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）とごさいます。

番号1、地区 川合、申請地 一志町片野北浦_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 281㎡、借り人 _____、貸し人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地法の許可が必要であることを知らずに、令和4年10月に着工してしまった旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は畑で281㎡とごさいます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

事務局の説明がありました、地元委員のご意見をお伺ひします。1番、お願ひします。

宮本委員 15番、宮本です。これも10日の日に、池山委員、私と事務局、それから地元推進委員3名で確認しました。既にもう家が7割ぐらい完成してました。現状、事務局説明どおりといふこととごさいます。

議 長 地元委員の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見がありましたら。よろしいか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。

次に、別冊としてお配りいたしました議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願います。お願いします。

事務局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に下の合計欄で説明をさせていただきます。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で73,759㎡、畑の賃貸借、使用貸借で2,323㎡、契約件数は27件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で24,945㎡、契約件数は9件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で15,094㎡、契約件数は4件でございます。

美杉地区につきましては、契約はございませんでした。

以上、合計で、田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて113,798㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借で2,323㎡、合計契約件数は40件、合計面積は116,121㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、久居地区16件、一志地区3件、白山地区4件で、合計23件、合計面積は75,003㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で57.5%、面積で64.6%となっております。

続きまして、農地中間管理事業を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものにつきましては、農用地利用集積計画の概要の整理番号の左側の欄外にアルファベットの「N」を記載しております。今回は10件ございました。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤

強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、2ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりましたので、ご審議をお願いいたします。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。
それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
これらの案件につきまして、適正であると認め、市長に進達することといたします。
以上で、本部会に付議されました議案の審議が全て終了しました。ありがとうございます。
これをもちまして、第1回第2農地部会を閉会します。

午後2時50分

上記は、第1回第2農地部会の議事を録したものである。

令和5年1月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____